

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和3年3月23日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302・303

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 押印廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

議案第2号 白井市教育振興基本計画の策定について

議案第3号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

4. 報告事項

報告第1号 令和2年度末及び令和3年度白井市小中学校職員人事異動について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

5. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 鈴木 直人

教育部参事 和地 滋巳

教育総務課長 板橋 章

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 石田 昌弘

書記 山本 麻奈美

書記 檜原 拓真

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和3年第3回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は、川嶋委員と齊藤委員に署名をお願いします。

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

本日の議案第3号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」、報告第1号「令和2年度末及び令和3年度白井市小中学校職員人事異動について」、報告第2号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これらは白井市情報公開条例第9条第1項第1号及び第7号に該当するため、非公開がよろしいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号、報告第1号及び報告第2号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。

議案第1号「押印廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」

○井上教育長 3番、議決事項。

議案第1号「押印廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 議案第1号「押印廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」。

本案は、押印廃止等に伴い、必要な規則の改正を行うため、提案するものです。

次のページから改正文が記載されておりますけれども、皆同じなので、5ページ以降を見ていただきたいと思えます。

白井市教育委員会で持っている規則の中で、押印を今まで要していたところについて、5ページから、5、6、7、8、9と、この様式については、押印の効果というのが低いだろうということで、このたび廃止をするものです。この印と書いてあるところがすべて、今後はなくなるということになります。

また2ページに戻っていただきまして、附則としましては、令和3年4月1日から施行します。

経過措置の第2項につきましては、これは、今までの様式について当分の間は使用できますよという経過措置を設けております。

簡単ですけれども、説明は以上です。よろしくをお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、少し時間を取りますので、ページを見て確認をください。

それでは、議案第1号につきまして、御質問などがありましたらお願いします。

○小林委員 一般的な質問になるのですが、この今の廃止する部分については、どちらでもい

いということで、あとの部分は残るとのことだと思っておりますけれども、印があったほうが、まだいい部分というのが、この市役所の中でも多いのでしょうか。

例えば個人的には、実印とそれ以外の印とあったりもするのですが、将来的に印が全部廃止されていく方向だと思っておりますけれども、今の現状で、市役所の状況ではどうなのでしょう。

○板橋教育総務課長 市全体の取組としまして、各種様式の押印廃止の方針の判断基準というのが、このたび示されました。

基本的には、次の手続により押印を廃止します。市の各種補助金申請書や実績報告書、請求書等は廃止します。ただし、請求書については、本人以外の口座に振り込む可能性があるものなどの事情がある場合は、押印が必要だと示されています。そのほか、押印が必要なものは、もちろん法律で義務づけられているものですか、白井市入札参加資格者に対して登録印の押印を義務づけているものなど、そういう義務があるものは残っています。

あとは、署名でいいよというものもあります。どれぐらいの量が残るかというのは、全体像は把握していないのですが、もう少し残ってくるものもあるのかなと。

また、教育委員会の中でも、服務規程とかそういうものも、もっと精査してくると、例えば学校の先生の印鑑、独自様式のものについては、押印を廃止したものもあるのですが、服務規程とかで入っているものについては、まだ若干残っているかなと思っております。

以上です。

○井上教育長 よろしいですか。

○小林委員 印を廃止することによって、今まで例えば書類全部に押さなきゃいけないという対応がありましたけれども、そういうところは、どういう扱いで承認ということになるのでしょうか。

○板橋教育総務課長 今回示させてもらった、ここに示す申請書、ほぼほぼ申請書ですかね。申請書で相手が印を押してくるものですから、それについては、本当にその人が申請しているということが現場で確認できれば、例えば学校から送ってきたものについて、先生の印が必要かということ、学校からメールで来ることがこれからもあると思います。学校から来ているのは明らかなので、そこについては、印は必要ないと。

あと、窓口でこういう申請書を出してきた方についても、明らかにその方がそういう理由であれば、三文判を押しても余り意味がないので、廃止するので、受けるほうとしては、申請の受領印を私たちが押す形になります。こちらの処理としましては、これまでどおりの決裁というふうに、処理は残っていくかと思っております。

以上です。

○小林委員 分かりました。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 分かればですが、関連で、各学校で保護者が学校に出すお手紙といいますか、いろいろなものがあって、かなり印というのを必要とするのですが、それもなくなっていく方向なのでしょうか。保護者としては、そのほうがありがたいなということを含めて。

○鈴木教育部長 学校の押印に関しましては、今後検討ということで進めさせていただきたいと思っております。

○井上教育長 よろしいですか。

学校の中でも、これから検討されていくだろうということです。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市教育振興基本計画の策定について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号 「白井市教育振興基本計画の策定について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 それでは、議案第2号 「白井市教育振興基本計画の策定について」。

本案は、教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

内容について御説明します。これまで何度も説明していますので、重複する部分もあるかと思いませんけれども、御承知いただきたいと思えます。

まずは、名称は「白井市教育振興基本計画 eなしプラン」です。このeはエデュケーションのeでもあります。

それではまず、これまでの経緯を簡単に御説明したいと思えます。6ページを御覧いただきたいと思えます。もちろん、これまで教育委員さんと一緒にやってきたので、教育委員さんも御承知かと思えますけれども、説明させていただきたいと思えます。

本計画は、教育委員会議及び事務局の計画の策定までの工程が記載されています。昨年度、平成31年度より本格的に策定作業を開始しました。本計画の上位計画となる教育大綱の改訂も予定されていたことから、総合教育会議などを通じて市長と教育委員とで意見交換するなど、白井市の教育の課題や推進すべき事項などを協議してきました。

その間、事務局では住民意識調査などを活用し、市民の意向を把握、分析を行い、併せて総合教育会議の議論を踏まえ、教育大綱との整合を図りながら、計画の素案を作成してきました。

令和2年度からは、素案の内容を教育委員会議にお示しして御意見をいただきながら、併せて各課が所掌する附属機関などに計画の素案を示し、議論をしてきたところです。

また、その間にも、教育大綱の策定と合わせて、総合教育会議で市長とも意見交換しながら策定してまいりました。その後、パブリックコメントを行い、本日議案として提案しているところです。

次、表紙の裏面を御覧いただきたいと思えます。「はじめに」として、教育長の挨拶文を記載しております。次ページは、目次となっております。その後、この大綱は、第1章から第4章及び資料編で構成されております。

計画の2ページを御覧ください。

第1章、計画の前提では、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間などを記載しております。計画期間は、市の第5次総合計画後期基本計画及び白井市教育大綱の期間と同様、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

4の計画の理念、計画の基本方針につきましては、教育大綱との整合を図っております。

計画の構成では、四つの基本方針、19の方針、36の施策、53の取組事項で構成されています。

4ページ、5ページにつきましては、計画の概要を分かりやすく記載しております。

第2章の計画の方針と施策や第3章の計画の推進と進行管理につきましては、これまでも何度も説明していますし、教育委員さんからも意見を頂いておりますので、本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

なお、1月に示した内容で、若干誤字とか脱字とか数値の間違いとかもありましたので、そこは訂正しております。

最後に87ページです。87ページ以降は、第4章、計画に込められた思いとしております。ここにつきましては、1月の教育委員会議の後に調整させていただきました。御覧のとおり、市長や教育委員さんのほか、たくさんの方の思いを掲載することができました。誠にありがとうございました。改めて、白井市の教育は多くの方に支えられているのだと感じております。

92ページ以降は、資料編となっております。本計画策定に当たって立ち上げた策定本部会議や策定作業部会など策定体制とともに、これまでの経過を記載して、どのようにこの計画を作ってきたのかということを確認できるようにしております。

98ページ以降は、学校満足度調査の内容をグラフにして記載しています。

103ページは、リンクする計画ということで、この「eなしプラン」を中心に、こういう計画があるのだよということを示しております。

この後、審議をしていただきまして議決を頂きましたら、白井市で初めての教育振興基本計画の策定となります。そして、4月から推進ということになります。事務局では、4月に行われる行政戦略会議において本計画を策定したことを報告し、併せて議会へ送付するとともにホームページや広報にて掲載していくことを予定しております。

最後に、改めまして、これまでいろいろと御意見、御指導を頂きましてありがとうございました。

簡単ですけれども、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○井上教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 ありがとうございます。

私から付け加えさせていただきたいのですけれども、この教育振興基本計画ですけれども、先ほど板橋課長からもありましたように、本市では初めてとなる計画を約2年間かけて作ってみました。ゼロから職員の力で作ってきましたけれども、その間、教育委員さんをはじめ、いろいろな方に御指摘、御助言頂いて、ここまで完成に至りました。

これ内部では、実はバージョン11になっておりまして。ですので、100回以上の訂正、修正を繰り返してきて今日に至っております。中身につきましては、各担当の者の意見を、案を書いている

のですけれども、このデザインや装丁につきましては、特に教育総務課の山本さんと檜原さんに、ここまで、作っていただきました。どうもお疲れさまでございました。

以上です。

それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

非公開案件 議案第3号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 報告第1号 「令和2年度末及び令和3年度白井市小中学校職員人事異動について」

非公開案件 報告第2号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○その他

○井上教育長 次に、その他に入ります。

その他につきまして、事務局からありますでしょうか。

○板橋教育総務課長 私のほうから2点ほどあります。

まず、1点は報告なのですけれども、皆さん御存じかと思うのですけれども、小林委員の今年度末の退任に伴い、さきの議会で議会の同意を得て、4月からは中里敏康さん。宝幼稚園理事の方が教育委員としてなりますので、御承知いただきたいと思います。

それと、もう一つ、これは事務的な話で大変恐縮なのですけれども、来年度の教育委員会議についてですけれども、9月の教育委員会議を9月7日とお知らせをしています。ただ、先ほど議会事務局から連絡がありまして、9月7日は、市議会の一般質問が予定されているので、その日を替えてほしいという連絡を受けました。半年先の話なので、なかなか調整するのが難しいのかなと思うのですけれども、本来は、定例会は火曜日ということが決まっているのですが、そういう都合で大変申し訳ないのですが、例えば9月2日とか3日とかに、ずらすということは可能でしょうか。9月2日は木曜日です。9月3日は金曜です。

○高倉委員 学校が始まったばかりで大丈夫なのですか。

○板橋教育総務課長 校長会。

○井上教育長 大丈夫だと思う。

○板橋教育総務課長 9月2日、校長会が9時からあるので、その午後からでもよろしければ、ここで9月2日と決めさせていただくとありがたいのですけれども。

○高倉委員 大丈夫です。

○井上教育長 全然、学校は問題ないです。

○板橋教育総務課長 大丈夫ですか。

○齊藤委員 仕事なのですけれども、まだ分らないです。7月にならないと。

○井上教育長 3人いれば大丈夫というスタンスは同じで行きたいと思いますので。

○齊藤委員 まだ先のお話なので。予定はずらすことは可能だとは思っているのですけれども。

○井上教育長 なので、次の新しい中里さんも入れて3人がいれば、それは進めますので。

○齊藤委員 取りあえず、7日はなしということですね。

○板橋教育総務課長　そうですね。日程を替えてくれということですので、7日はやらないということをごここでお知らせさせていただければ、2日なら、2日と決めさせてもらえればありがたいです。

○井上教育長　もう一回確認しますが、3人そろえば、2日でやりたいと思います。

○板橋教育総務課長　ありがとうございます。

私からは以上です。

○井上教育長　ほかにごありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長　委員の皆さんからありますか。

○小林委員　最後ですので。今日で定例会は最後になりますので、8年間いろいろ皆様にお世話になりました。どうもありがとうございました。

○井上教育長　小林委員には、8年間この仕事をやっていただきまして、本当にありがとうございました。それから、先ほど教育委員会人事も皆さんにお話しさせていただきましたけれども、鈴木部長が七次台中学校校長にお戻りになるという形です。それから、板橋課長が今度は財政課長と、重い部署に異動になります。和地参事につきましては、来年度は教育部長をやっていただきます。石戸さんにつきましては、定年退職ということで、ただし、再任用で文化センターの郷土資料館を担当していただきます。石田文化センター長は来年も引き続きということになります。そのようになりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、本日の会議は終了します。

次回の会議は、4月6日火曜日、午後2時からとなっております。

本日はどうもありがとうございました。